



埼玉県報

第 589 号
令和 7 年(2025 年)
2 月 7 日
金曜日

目 次

条例のあらまし

- 埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例のあらまし（公園スタジアム課）

条例

- 埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例（公園スタジアム課）

規則

- 知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則（文書課）
- 埼玉県県造林規則の一部を改正する規則（森づくり課）

告示

- 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の規定に基づく土砂搬入禁止区域の指定（秩父環境管理事務所）
- 蓮田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 足立北部土地改良区の役員就退任届（さいたま農林振興センター）
- 和光市白子三丁目中央土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更（市街地整備課）
- 埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程（政策調査課）

雑報

- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示（病虫害防除所）

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二号）（公園スタジオ課）

一 趣旨

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

二 内容

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、埼玉県都市公園条例中の引用部分について規定の整備を行う。

三 施行期日

令和七年六月一日

条 例

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年二月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第二号

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例

埼玉県都市公園条例（昭和三十六年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号ロ(6)中「第二十一条第二項第一号」を「第二十二条第二項第一号」に改める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第四号

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

知事の保有する個人情報の保護等に関する規則（令和五年埼玉県規則第五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第十四号及び様式第二十二号中「□~~簿~~冊和綴和綴帳」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県県造林規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年二月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第五号

埼玉県県造林規則の一部を改正する規則

埼玉県県造林規則（昭和三十五年埼玉県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第 1 号（第 6 条関係）

埼 玉 県 県 造 林 設 定 願

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

土地所有者 住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記の土地に対して県造林の実施を希望しますので、埼玉県県造林規則第 6 条の規定により設定願を提出します。

記

1 所在箇所及び面積

所在箇所	郡市	町村大字	字	番	外	筆
面 積	公簿	ヘクタール				
	実測又は見込み	ヘクタール（別紙土地明細書のとおり）				

2 地被物の状況

3 植栽希望樹種

注 意

- 1 市町村有林及び財産区有林は、議決機関の議決書謄本を添付すること。
- 2 社寺有林は、代表役員のほか責任役員全員の氏名を記載すること。
- 3 共有林は、原則として共有者全員の氏名を記載すること。ただし、共有者多数の場合には、代表者の氏名を記載してこれに代えることができる。

様式第 2 号（第 8 条関係）

埼 玉 県 県 造 林 設 定 承 諾 書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

土地所有者 住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記の土地に対して埼玉県県造林規則及び 年 月 日付け 第 号
県造林設定承認通知に記載の契約事項を了承の上、県造林を設定することを承諾します。

記

所在箇所	郡市	町村	大字	字	番	外	筆
面 積	公簿	ヘクタール					
	実測又は見込み	ヘクタール（別紙土地明細書のとおり）					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第九十号

埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十四号）第二十八条第一項の規定により、土砂搬入禁止区域を次のとおり指定した。

令和七年二月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 土砂の搬入を禁止する期間

令和七年二月十一日から令和七年八月十日まで

二 土砂の搬入を禁止する土地の区域

埼玉県秩父市田村字上ノ台七百八十八番一、七百八十九番一、七百八十九番二、八百二十六番、八百二十七番、八百二十八番二、八百二十九番、八百三十四番四、八百三十六番一、八百三十六番二、八百三十六番三、八百三十六番十七、八百三十八番、八百三十九番一、八百三十九番二、八百三十九番三、八百三十九番四、八百四十四番、八百四十五番、八百四十六番一、八百四十六番二、八百四十七番一、八百四十七番二、八百四十八番、八百四十九番及び八百五十番、同字上ノ台七百八十八番一地先から同字上ノ台八百四十八番地先まで及び同字上ノ台八百三十九番一地先から同字上ノ台八百四十九番地先までの道路敷並びに同字上ノ台七百八十八番一地先から同字上ノ台八百四十八番地先まで及び同字上ノ台七百八十九番一地先から同字上ノ台八百四十七番一地先までの水路敷並びに同字諏訪平千八百三番の土地

告 示

埼玉県告示第九十一号

蓮田市から蓮田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和七年二月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告 示

埼玉県告示第九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、足立北部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和七年二月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 就任					
職名	氏名	住所	職名	氏名	住所
理事	渡 邊 秋 夫	埼玉県鴻巣市糠田二千三百四十番地	同	同	同
同	鈴 木 明	同 同 登戸三百七十八番地	同	同	同
同	伊 藤 政 士	同 同 箕田五十三番地	同	同	同
同	石 井 昇	同 同 小谷二千三百二十五番地	同	同	同
同	小 林 洋 一	同 同 明用三百七十五番地	同	同	同
同	小 林 信 雄	同 同 大芦千二百七番地三	同	同	同
同	林 春 男	同 同 荊原二十六番地	同	同	同
監事	三 角 和 夫	同 同 糠田二千八百八十七番地	同	同	同
同	石 井 好 雄	同 同 小谷七百二番地一	同	同	同
同	吉 田 勝 利	同 同 大芦千八百二十六番地	同	同	同
同	平 賀 豊	同 同 箕田二千二百九十六番地			

二 退任					
職名	氏名	住所	職名	氏名	住所
理事	渡 邊 秋 夫	埼玉県鴻巣市糠田二千三百四十番地	同	同	同
同	鈴 木 明	同 同 登戸三百七十八番地	同	同	同
同	伊 藤 政 士	同 同 箕田五十三番地	同	同	同
同	福 島 律 政	同 同 小谷二千百五十三番地	同	同	同
同	小 林 洋 一	同 同 明用三百七十五番地	同	同	同
同	小 林 信 雄	同 同 大芦千二百七番地三	同	同	同
同	林 春 男	同 同 荊原二十六番地	同	同	同
監事	原 口 春 雄	同 同 小谷八十三番地	同	同	同
同	吉 田 勝 利	同 同 大芦千八百二十六番地	同	同	同
同	平 賀 豊	同 同 箕田二千二百九十六番地			

告 示

埼玉県告示第九十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により
和光市白子三丁目土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があったので、
同条第二項の規定により公告する。

令和七年二月七日

埼玉県知事 大野 元 裕

（退任した理事の氏名及び住所）

小 寺 鯛 一	埼玉県和光市下新倉五丁目十番十六号
柳 下 創	埼玉県和光市白子三丁目十一番五十三号
榎 本 徹	埼玉県和光市白子三丁目二十一番一号
新 坂 弘	埼玉県和光市白子三丁目二十八番一号
鳥 井 俊 之	埼玉県和光市白子三丁目十一番二十二号
榎 本 真智子	埼玉県和光市白子三丁目十番二号

（就任した理事の氏名及び住所）

小 寺 鯛 一	埼玉県和光市下新倉五丁目十番十六号
柳 下 創	埼玉県和光市白子三丁目十一番五十三号
榎 本 徹	埼玉県和光市白子三丁目二十一番一号
鳥 井 俊 之	埼玉県和光市白子三丁目十一番二十二号
榎 本 真智子	埼玉県和光市白子三丁目十番二号
石 田 忠 之	埼玉県和光市白子三丁目十一番五十六号
榎 本 貞 明	埼玉県和光市白子三丁目二十七番一号

告 示

埼玉県議会告示第一号

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年二月七日

埼玉県議会議長 齊 藤 邦 明

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和五年埼玉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第六号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に、同条第七号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に、同条第八号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第十号中「番号」の下に「又は同法第九十五条の二第二項第一号の免許情報記録の番号」を加え、同条第十一号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に、同条第十四号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第五条第二項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第八条第八項第一号及び第二号中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他これらに準ずる事項」を「又はこれらに準ずる事項」に改める。

第十条第一項第一号中「、健康保険の被保険者証」を削る。

第十一条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

様式第一号中「~~□健康保険被保険者~~」を削る。

様式第五号中「第26条」を「第26条第1項」に改める。

様式第十号中「~~□健康保険被保険者~~」を削る。

様式第十四号中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

様式第十五号中「~~を特定する~~」を「を特定する」に改める。

様式第十六号中「~~□健康保険被保険者~~」を削る。

様式第二十号中「第43条」を「第43条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第三条第十号の改正規定は、令和七年三月二十四日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の埼玉県議会の保有する個人情報
報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、この規
程による改正後の埼玉県議会の保有する個人情報報の保護に関する条例施行規程の
規定に基づいて提出された書類とみなす。

雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）
第五十六条第七項の規定により、収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和七年二月七日

埼玉県病害虫防除所長 原

弘 信

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼料又は 飼料添加 物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製 造 (輸入) 年 月	試 験 項 目	違反の内容
(販売業者) 山一商事株式会社 埼玉県東松山市	山一商事株式会社 埼玉県東松山市	牧草	スーダン	6.9	重金属－鉛、カドミウム、ひ素	
同上	同上	牧草	オーツヘイ	6.11	重金属－鉛、カドミウム、ひ素	
同上	同上	牧草	チモシー	6.10	重金属－鉛、カドミウム、ひ素	
株式会社アサヒコ 埼玉県行田市	株式会社アサヒコ 行田工場 埼玉県行田市	単体飼料	乾燥おから	6.11	重金属－鉛、カドミウム、ひ素	
同上	同上	単体飼料	豆腐残さ	6.11	重金属－鉛、カドミウム、ひ素	

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 (輸入) 年 月	試 験 結 果 の 概 要	違反の内容
(販売業者) 山一商事株式会社 埼玉県東松山市	山一商事株式会社 埼玉県東松山市	スーダン	6.9	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
同上	同上	オーツヘイ	6.11	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
同上	同上	チモシー	6.10	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
株式会社アサヒコ 埼玉県行田市	株式会社アサヒコ 行田工場 埼玉県行田市	乾燥おから	6.11	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	
同上	同上	豆腐残さ	6.11	栄養成分－粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。